

令和6年12月6日

件名 65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種費用の助成期間延長について

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、今年度より定期予防接種（B類疾病）に位置づけられ、令和6年10月より接種が始まっております。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況は、インフルエンザワクチンの接種状況と比較して低い水準となっており、今後新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、ワクチン接種を希望される方が一定程度いることが想定されるため、希望者が適切に接種できるよう接種期間の延長をいたします。

なお、インフルエンザワクチンの接種期間については、変更ございません。

1 対象者

令和6年12月31日までに満65歳以上の人と、60歳～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能に、障害者手帳1級か同程度の障害があると判断される人。
（延長前から変更なし）

2 接種期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで
（延長前 令和6年10月1日から令和6年12月31日まで）

3 自己負担額

1,500円
（対象者であって生活保護や中国残留邦人等の支援を受けている方は無料。）

【本件に関する問い合わせ】

保健医療部保健予防課

電話:027-381-6112